

1. インドネシア進出企業は増加傾向

昨今のインドネシア経済は必ずしも好調とは言えないものの、日系企業からの新規進出に関する問い合わせは継続的にあります。6月単月では、週に約2件、月に10件弱の打合せを実施しており、その数は増加を続けています。一方、撤退を検討する企業からの相談も増加しています。

進出を検討中の企業の業種は多岐にわたり、日本語教育、自動車関連、通信、化学、飲食、不動産など、日々さまざまな分野からの相談があります。これに伴い、当社では事業内容に即したライセンス要件やスケジュールの提案を行うため、関連省庁や政府システムとの連携を日常的に行っています。

設立形態としては、ほとんどの企業が外資100%での法人設立(PMA)を検討していますが、インドネシアでは外資企業が市場参入するには最低投資額として100億ルピア(約1億円相当)の資本金が求められており、意思決定は簡単ではありません。(2021年大統領令第10号およびBKPM規則第4号)。

また建設業や金融業といった一部の業種では、より高額な資本金や現地企業との協業が必要となるケースもあります。これらの規定は、国内経済の活性化と雇用創出を目的としています。

「100億ルピアを投じずに拠点を構える方法はないか」との質問も多く寄せられますが、インドネシア人を株主とする内資法人の設立以外に、外資法人としての特例的措置は基本的にありません。一方で、市場調査や事前検証を目的とした場合には駐在員事務所の設立や雇用代行(EOR)サービスの活用により、比較的低コストで現地活動をスタートすることが可能です。輸出先の開拓を目的とする企業からの現地販売代理店の探索(ディストリビューター・マッチング)の相談も増加しています。

法規制の変動は依然として激しいものの、インドネシアの豊富な資源と人材の活力に商機を見出し進出を検討する企業は、当社への問合せ状況から見ても、現時点では増加傾向にあると考えられます。

2. 米国による相互関税措置の続報

2025年4月に発表された米国の相互関税措置について、6月20日時点では目立った交渉の進展は確認されていません。日系各社の反応にも目立った変化はありませんが、直接的な対米輸出品だけでなく、日本向けの輸出品の中にも北米向け製品の部品として用いられる製品があり、生産縮小を余儀なくされる企業が今後増える可能性があります。

以上